

「第4回豊洲新市場予定地の土壤汚染対策工事に関する技術会議」会議録

1 日時

平成20年10月21日(火) 14:00~16:30

2 場所

東京都庁第一本庁舎 33階 特別会議室 N3

3 出席委員

原島座長、矢木委員、長谷川委員、小橋委員、安田委員、川田委員

4 議事

- (1) 各委員が行った評価のまとめ
- (2) 評価に際しての問題点・課題
- (3) その他

5 検討内容

(1) 評価に際しての問題点・課題

(東京都) それでは、お手元に配付させていただきました議事の(1)各委員が行った評価の取りまとめ。これは先週来、先生方に評価いただきまして、これを取りまとめましたので、この資料についてご説明させていただきます。

まず、1-2ページをお開きください。これは各委員の先生方から評価について集計させていただいた結果をまとめた表でございます。加熱処理、これは件数27件。この表の見方ですけども、一番上の加熱処理ですと、この件数自体は27件あります。それで、S、A、B、Cのところに欄がちょっと一つ余計に入っていますけども、これは二人の先生から評価をいただいたということで、各先生方の評価を載せております。

それからちょっと半ばのほうにいきまして、原位置処理のところのバイオ処理、このところは欄が三つになっております。ここは土壤汚染処理に加えて液状化対策という分野も兼ねますので、ここは委員の先生3名でもって評価をしていただきました。

それから、次ページの1-3ページでございます。これは各専門の委員の先生一人から出ておりますので、単純に集計することができます。

詳細については、別紙のA3縦のこの表をごらんいただきたいと思います。

先生方の評価が二つに分かれておりまして、総合でCとAになっているケースもありますので、この辺のところはご議論をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、各委員皆さんから課題、それから問題点を出示していただいているんですけど、その前に、前回の技術会議での議論でいろいろ議論になったことがあると思っています。その中で、基本的な事柄としてまとめたものがお手元の別紙のところにもまとめてありますので、それをお話をさせていただきたいと思います。全体で四つあるんです

けど、一つ目は全体のスケジュールです。

この中で、まず全体のスケジュールです。ご説明しますと、今、技術会議で議論していただいているんですけど、スケジュールとしては、次の下の段に環境確保条例117条調査というのがございます。これは、地面の深さ方向に一部試料をとる、そういうことが残っております。これが今準備をしている最中で、大体来年の8月ごろに完了の予定をしています。これが終わりますと最終的に処理土量が確定をします。ただ、土量については、前回にもお話ししましたとおり、一部推計もまじえておおむねの土量、それからどんな物質でどのぐらい処理が必要、それはもう大体大まかにはつかまれています。

次に、環境影響評価があるわけです。環境影響評価とともに、都市計画の決定。これは市場の施設としての都市計画の決定が必要となっています。これは今、道半ばになっていまして、手続途中になっております。それが終わりますと土木工事、その中には汚染土壌処理とか液状化の対策があります。それで、地面を整備した後に建物の建築工事になります。そういう状況になっています。ただ、ちょっと戻っていただきたいのは、そのの矢印でいろいろ書いてございます。この技術会議で技術工法を選定していただくわけなんですけど、それについては、一つは環境影響評価。これは土壌の処理についてどういうふうにするのかと。工事をどういうふうにするのかというのがありますから、まさに技術会議で検討していただいた技術工法の内容がこの環境影響評価のところの内容に反映されます。

それから、もう一つは土木工事の段階なんですけども、土木工事についても、その選んでいただいた技術工法が工事の指標になってきます。技術会議の検討の内容は、そういう二つの事柄に反映されていくこととなります。

それから二つ目の、前回は会議の中でありましたが、土木工事着工前に原位置処理を実施すれば、いろいろ時間を稼げたり、前処理がいろいろできるという話がありました。それについて、やはり許認可、特に環境影響評価条例との関係があります。中身はということかということ、環境影響評価条例の中身について、土壌処理はこういうふうにするというのは当然記載をします。それを環境影響評価のいろいろ手続ですね。地元で説明したり、その意見を処理したりしているその最中に、土木工事の前となるわけなので、その辺の東京都環境影響評価条例との関係がやっぱり一つの焦点になります。それで、環境局に照会しましたところ、原則として、環境アセスメント、その手続が終わらなければ、現地で具体的な土壌汚染対策をやることはやっぱり不可能、そういう見解をいただいています。

それからもう一つは、汚染物質の除去と地下水を浄化していくわけなんですけど、その確認の話も出ました。ここでは二つありまして、一つは、市場施設完成後についても地下水・水質をモニタリングしていく。

それからもう一つは、前回の議論の中で土壌汚染対策法のことが出ていまして、豊洲の地区については、土壌汚染対策法は平成15年に施行されまして、法には直接の適用を受けません。といいますのは、この工場が廃止されたのは63年で、法の施行前になっています。ですが、土壌・地下水の浄化後、土壌汚染対策法の指定区域の解除要

件、それは地下水を2年間モニタリングして、環境基準以下であれば、その指定区域というのは解除ができる。そういった確認を行うことを今検討しています。土壤汚染対策に係る専門家会議の検討の中でも、こういったことも視野に入れて大丈夫なような対策、要は、土も土の中の汚染物質も除去する、地下水も浄化する、そういうことを考えてくれていますので、今お話ししました土壤汚染対策法の指定区域解除の要件、それについても確認を行うことも今検討しているような、そういう状況です。

それから4番目は、汚染物質の処理と処分の都域内の処理なんですけども、これについては東京都全体で、汚染物質の処理については、やっぱり環境への負荷を軽減するために、ほかの県へそれを持って行って処理や処分する、そういうことはしないで、都の域内で処理・処分をする。例えば、具体的には、豊洲のところの私どもの地区内、あるいは海の埋め立てのところに施設をつくるとか、そんなようなことも視野に入れて考えていっているような状況です。

以上が前回の第3回の技術会議の中でいろいろ議論になったもの、今後の評価検証をしていただく前に、やっぱり前提となるような事柄だと認識しましたので、これからの各委員の皆さんの課題や問題点の議論を始める前に、今ちょっとご説明をしたと、そういうことです。

続きまして、議事の(2)評価に際しての問題点・課題、これについて簡単にご説明させていただきます。

2 - 1ページをお開きください。今回、各委員の先生方に評価いただきましたこの評価に際して、問題点、それから課題、これは前提条件とか評価のポイントも含めますけども、貴重なご意見をいただきましたので、また問題点もいただきましたので、下記のとおり挙げさせていただいております。

まず、汚染土壌・汚染地下水の対策でございます。これは、具体的には汚染土壌と汚染地下水の処理の項目になりますが、代表的なところだけかいつまんでご説明させていただきたいと思っております。

専門家会議の対策について、申請者のとり方に違いが見られたというものです。A.P.+2 m以下は掘削の必要がないとの考えが多い。汚染はベンゼン・シアンが中心なので、物理化学的処理、あるいはバイオ処理でよいとの考え方である。これが目立った意見です。

それから、掘削した土壌の処理については記述がないため、いろいろな提案がな出されている。これは不溶化、バイオ処理等でございます。

それから、評価の基準につきましても、2行目になりますが、対象物質が明確でないもの、ベンゼン・シアンの高濃度のデータがないものは、確認試験をすれば利用可能なものもある。

それからもう一つ、その下になりますが、液状化対策。こういった対策と一緒に汚染の浄化がまじっているものが多くあり、両方からの評価もやはり必要ではないのかと、こういったご意見でございます。

次に2 - 2ページでございます。これも汚染土壌・汚染地下水の処理に関しての意見でございます。まず1番のところの(2)でございます。A.P.+2 m以下の土壌は

原位置浄化もあり得ると。ただし、重金属の不溶化処理物は搬出と。こういったものは次の観点で評価していくと、あまり高い評価は難しいのではないかというご意見でございます。

(3)でございます。重金属の原位置の不溶化処理は認められないと。

それから、(4)でございますが、バイオ処理などでございますが、これはA.P.+2 m以上の場合、掘削処理が始まるまで実施可能な時期で、高濃度汚染スポットの予備処理等に限定されると、こういった意見でございます。

それから、ちょっと下のほうに行きまして、6のその他の(2)でございます。土壌の再利用の提案も数多くあります。それから報告書、これは専門家会議の報告書でございますが、報告書との関連で、困難かもしれないが、上記のこと 今まで上に述べたことですが と合わせて、清浄土の敷地内再利用も検討することが望ましいと考えるという御意見でございます。これはA.P.+2 mから4 mはすべて取ってしまうという専門家会議の意見を受けての意見だと思います。

それから、次の2 - 3ページをおめくりください。これは汚染土壌・汚染地下水対策のうちの遮水壁と土壌掘削方法に関するものでございます。これは前提条件を提示していただいております。まず、重立ったところでもって、1の(2)、基準値より落ちなかった場合のリスクを回避できるものであること。再浄化など、次の手を確実に打てるもの、要するに実効性が担保されたものがやっぱり望ましいと。

それから、(4)でございます。基準値を超える土壌を残置しがたい本件においては、原位置浄化はリスクが高い工法と考えられる。また、原位置浄化では、効果確認のためのボーリング費用、こういったものもやはり考慮して検討する必要があるのではないかという意見でございます。

それから技術的な評価の結果、これは2番でございますが、(2)のところ、汚染が連続しているエリア、これは大囲いして土壌を連続的に掘削してしまえばいいだろうと。ただし、汚染が離散的なエリアはピンポイントで掘れるような技術が好適だということになる。

それから、次に2 - 4ページをおめくりください。2 - 4ページは液状化対策に関するものでございます。液状化対策についても前提条件をいただいております。

(1)でございますが、液状化が発生すると、汚染物質を含んでいる地下水が噴出すると、地面を汚染する危険性があるため、敷地全体で液状化が発生しないように対策を施す必要があるのではないかと。

それから2番目としまして、想定する地震動のレベル。これはレベル1というのとレベル2というのがあるんですが、今、豊洲の護岸は地震動はレベル1で設計されております。このため、レベル2地震動は考えなくていいのではないかと。ただ、括弧の中でお書きで、本当にレベル2の地震動で設計しなくてもよいのか、検討が必要と思われるという意見が追加になっております。

それから2番につきましては、汚染処理から液状化対策までの一連の工程。それから3番としまして、提案された液状化対策工法を評価する上でのポイント、こういったものがまとめられております。

それから、次のページの2 - 5でございます。これは地下水管理システムについて意見いただいております。代表的なところで3番でございますが、提案が他の分野での実績があるものの、豊洲で実施する内容として評価する場合は実績が認められない例があると。具体的にはということで、これはNo.3 - 2を想定していると思われませんが、他の分野で実績があるセンサーを用いた提案であるが、水位計測については実績がない。それにもかかわらず、水位計測法として有力な手法であるとの提案があったと。こういったものについて今後どういうふうにか考えるかということでございます。

それから2 - 6ページ、これは評価と検証全般についての意見でございます。まず第1点、複数の提案を組み合わせる方式、これが「通称いいとこ取り」と括弧の中に書いてございますけども、こういったものを実際に採用できるかどうか、こういったものを委員の立場から見解を述べておられます。

それから、評価・検証の作業についても、複数の提案を組み合わせる方式を採用するとすればということで、すべての提案を詳細に比較するというよりも、委員会として最善と思われる組み合わせを選んでいけばよいと、こういった意見をいただいております。

それから4でございますが、これは落選提案への説明。落選提案者への理由開示は必要であるとしながらも、ある程度の包括的な選定にしておけば、詳細な理由を開示する必要はないと考えられると、こういった意見もいただいております。これは後ほど詳細については、各項目ごとにご披露していただきたいと思っております。

以上でございます。

(委員) 専門家会議報告書では、建物建設地以外の地下水は排水基準以下に処理することになっていたが、「第3回技術会議の議論についての考え方」(別紙)では、「土壤汚染対策法の指定区域解除の要件と同等の地下水質」とある。これは、地下水はすべて環境基準以下にするということによいか。また、高温焼却のような提案もあったが、このような提案もすべて都域内で処理・処分するという考えによいか。

(東京都) そのように考えている。

(委員) 原位置の不溶化は、土壤汚染対策法の指定区域の解除要件にならないので、採用できないと考えてよいか。

(東京都) 原則として掘削処理を考えている

(委員) この内容で、評価が変わる可能性があるか。

(委員) 大きな変更はないと思う。また、地下水は、排水基準以下にすることは容易であると考えられるが、環境基準以下に浄化する場合、対策後、多少濃度が上がり環境基準を超過する可能性もある。そうすると、長期モニタリングかつ処理についても考えておく必要がある。

(委員) 今回、原位置微生物処理の評価では、豊洲のように塩分濃度が高い場所での適用が不明な技術であっても、実証実験での確認を前提として評価しているのだから、評価が変わる可能性がある。また、掘削した土壌については、どの程度の期間仮置きが可能なのか。その期間によっては、地下水の浄化方法も変わってしまう。

(東京都) 船舶での輸送を考えているが、仮置き場にも容量の制限があるので、あくまで一時的

となる。

- (委員) 処理せずに、そのまま運んで処分することも考えられるのではないかと。
- (東京都) A.P.+4～2m については、非汚染土も掘削するので、一般の建設残土として埋め立てなどに活用できる。汚染されている土壌は、当然処理が必要となる。掘削した汚染土壌を徐々に仮置きし、処理して回転させることを考えている。
- (委員) 現場に処理施設を設置して、処理することも可能なのか。例えば、3 ヶ月程度の期間の仮置きは可能か。
- (東京都) 3 ヶ月間同じ場所に仮置きすることは困難と考える。
- (委員) 処理基準 10 倍以下は最終処理場に入れることが可能ではないのか。そうすると、残りの処理基準 10 倍超過のみが処理の対象となる。
- (東京都) 処理基準 10 倍以下であれば、新海面で埋め立て用材として活用することで調整している。
- (委員) 受け入れ先では、油やタールについて色調や油臭で規制している。ベンゼンと油臭、油分がイコールとすると、これにもう少し配慮すべきではないか。
- (東京都) 専門家会議では、A.P.+4～2m ではタールが存在する可能性があるため、すべての土壌を入れ換えるという結論になっている。
- (委員) 例えば、土壌の洗浄処理で分級して、骨材として利用できるような粒度の粗いものは埋め戻すという議論はなかったのか。
- (東京都) A.P.+4～2m は、すべての土壌を入れ換えることにしている。
- (委員) A.P.+4～2m で掘削した土壌の取り扱いなどの考え方により、評価はかなり変わる。また、深いところをセメントで固めるという提案技術が多いが、基準の点からは問題ない。これらの取り扱いをどうするか。どのような考え方で処理を行っていくのか、大まかなフローを検討してもらいたい。
- (委員) 提案には、はっきり答えた方がよい。例えば、汚染土壌の固化の埋め立ては、少なくとも A.P.+4～2m には適用できない。実際に適用の可能性がないのであれば、C 評価とせざるを得ないので、その辺りをはっきりさせてもらいたい。
- (委員) 同様に、よい技術であるが、あくまで豊洲には適さないということで、評価が低くなる技術もあるので、その辺りを明確にしておく必要がある。
- (委員) 汚染土壌処理については、現場や周辺に環境影響評価の対象となる高温焼却施設を設置することは難しいと思うので、加熱処理や水処理を中心に考えることになると思う。また、高濃度の汚染箇所ではスポット的な掘削方法や生物処理、フェントン処理の適用が考えられる。
- (委員) 地下水を環境基準以下にするということ、2 年間という長期間のモニタリングが必要なことから、生物処理を適用できる可能性はあると思う。
- (委員) 処理基準 10 倍以下の汚染土壌を埋め立てに用いるとしても、油臭がある場合には受け入れてもらえないはずである。これまでの調査から、タール混じり土壌の概ねの量が把握できるのではないかと。
- (東京都) コアサンプルは、保管してある。
- (委員) 処理量が変わるのではないかと。

- (委員) 不溶化処理は、採用できないと考えてよいか。
- (東京都) 専門家会議でも、不溶化ではなく、浄化するとされている。
- (委員) 多少、評価が変わる可能性がある。
- (委員) 地下水を環境基準以下にするというのであれば、単に地下水管理で汲み上げた水を処理すればよいという考えではなく、積極的な浄化を考える必要がある。
- (委員) 提案技術には、奇抜な論理に基づく提案があるが、実績がないため、期間が限定される豊洲には適用できないなどの理由を付け、提案者が納得するコメントをつける必要がある。
- (委員) 提案技術には、緑化や地下空間利用についてもあるが、これらは対象外とするのか。
- (東京都) 汚染土壌・汚染地下水対策などとパッケージになっていれば、検討の範疇となる。
- (委員) 専門家会議の考え方では、毛管現象を防ぐために A.P.+2m に砕石層を設置することになっていたが、地下水をすべて環境基準以下にするのであれば、必要ないのではないか。
- (東京都) 専門家会議のリスク評価の前提としている対策である。
- (委員) 今日の資料、議論ですべてが明確になったわけではないが、少なくとも今日の内容を勘案して、評価に修正があるものがあれば、修正していただきたい。また、すばらしい技術であっても豊洲には適用できないという場合には、その理由を明確にしておく必要がある。
- (委員) 提案技術には、費用が示されていないものがある。これらは、経済性の評価ができない。
- (東京都) 費用が示されていない技術には、内容がアイデアレベルで費用を示すことができないものもある。ただし、費用や工期が詳細になれば評価が変わる技術もあり得ると思うので、提案者にヒアリングすることも考えられる。
- (委員) その場合に、実証実験をしなければ、費用が算出できないという技術もあるのではないか。
- (委員) プラントの機能も、提案者は相当の土量を見込んで考えていると思うが、実際に処理量が少なければ、随分話は変わってくる。
- (東京都) 実績データに基づいて、豊洲への適用を推測しているのであれば、かなり確実な費用は算出できていると思うが、豊洲の土壌をもってきて検討しなければわからないということは、逆に信憑性が落ちるのではないか。
- (委員) 費用が記載されていない技術は、経済性の評価の対象にならないということだよと思う。

(2) 概括的評価結果

- (委員) 今日の議論の内容を踏まえつつ、今回提示された概括的評価結果に関して意見をいただきたい。
- (委員) 汚染土壌処理で、重金属に関しては加熱処理か洗浄処理しかないと考えている。ベンゼンのみであれば、加熱処理では費用がかかるので、掘削生物処理を考えたが、仮置き期間がとれないのであれば、無理である。期間を考えて再評価する。洗浄処理につ

いては、一般的に使われている技術が多く、新技術とは言い難いので主にB評価としている。このような技術を新技術として取り上げるのか、悩んでいるところである。

(委員) 既往の技術で、実績が多いものはB評価とするのか。実績があるものをS,A評価としてもよいのではないか。新技術として評価するのか、豊洲への適用性で評価するのか。液状化対策は、ほとんど既往の技術で、既往の技術をB評価とするのであれば、ほとんどがB評価となってしまう。今回は、よい技術はよい技術として評価している。

(委員) 液状化対策は、独立した項目である、今後評価をシフトすることは可能と考えられるので、別途考えていくことにする。

(委員) 化学処理については、掘削した土壌に適用するのか、原位置処理として適用するのが問題となる。また、長期の浄化期間を要する技術は、建物下に適用できるのかという問題もある。対象物質や場所によって、適用できる技術と適用できない技術がある。電気浸透については、費用が大きいことを考慮して評価した。

(委員) 土壌洗浄処理は、通常、重金属を対象とするが、ベンゼンも処理できるように界面活性剤を使って浮遊分離するという技術があった。ある程度高濃度まで確実に処理できるのであれば、ワンプラントで処理できることになるので、非常によいと思う。是非ヒアリングしていただきたい。逆に、加熱処理では、重金属の溶出を抑えることで重金属処理も兼ねる技術もあったが、移動プラントを設置すると操作性が悪くなるのではないかと考えている。以上から、重金属処理は、洗浄処理プラスアルファがある技術の評価を高くしている。また、加熱処理では、確実性という点で、数百度の中温から高温にかけての処理技術の評価を高くした。その他、重金属が再溶出しない中性領域で行うフェントン工法や地下水の揚水と同時に土壌ガスを吸引する技術、高濃度汚染箇所を限定して効率的に処理する技術等々の評価を高くした。原位置浄化のうち、酸化剤や特殊な薬剤等を使用するものは、環境への影響を考慮して評価した。

(委員) 遮水壁の評価では、改良土系の技術は、礫にうまく混じるかという点を考慮して評価を考えている。また、きちんと圧入して地盤に打設できるかどうかをB評価のポイントと考えている。土壌掘削方法のうち、テント工法や障害物の分別・改良といった技術は、新技術とはいえないが、現地で必須になると考えられるので、既存技術であってもA評価にしていく必要があると考えている。土壌掘削方法では、離散的な汚染箇所を掘削できる技術が新技術に相当すると考えられるので、そのような観点で評価するつもりである。

(委員) 液状化対策技術の評価に当たっては、想定する地震動をレベル1とし、汚染物質を含んだ地下水が噴出することを防止するために敷地全体で対策することを前提にした。また、A.P.+2mで地下水管理されることから、A.P.+2m以深だけを液状化層とし、液状化層の浅い箇所と深い箇所、工法を変えることも考えている。さらに、A.P.+2m以深で掘削除去する場合には埋め戻し土に液状化しないようセメントを混ぜる工法もあるので、埋め戻し後に液状化対策する工法と両方の可能性を想定している。

評価のポイントとして、同じ原理であっても、多少施工機械が違ったり、費用の差がある場合、費用の出し方も条件によって違うので、同じ原理の工法はあまり優劣をつけていない。また、局所的な改良方法もあるが、広い範囲を改良するという点で、

あまり優位性を考慮していない。ただし、ゆりかもめなどの近傍では局所的な工法の適用も考えなければならない。さらに、下部有楽町層（不透水層）を乱す工法は適用しない、液状化対策と同時に汚染処理できる工法ではその効用を考慮する、A.P.+2m以深の掘削後の埋め戻しの液状化対策も取り上げる、こととしている。

これらの考えに基づいて、既往の工法でも、豊洲に適するかどうかという観点で評価を行った。締固工法では、静的な締固工法の評価を高くしている。固結工法は、優劣がつかなかったため、局所的な適用は可能だが費用の面で高くなる工法以外は、S評価とした。このほか、地下水の噴水の可能性があるものはB評価としている。

- (委員) 液状化対策では、かなりS評価の技術が多いが、絞り込む必要があるか。
- (東京都) 同じ原理で、単価差もわずかしかない場合には工法としてまとめて考えるしかないと思う。
- (委員) 地下水管理システムのうち、水位・水質モニタリング手法では、極めて要素的な技術の提案と総合的な監視システムの提案の二つに大きく分かれているが、非常に特殊なセンサーであったり、別の場所での実績はあるものの豊洲での適用について評価が難しいものはC評価とした。また、データを回収するとき人手が必要な技術や提案の記述が非常に粗く細かく評価しにくい技術はB評価とした。地下水位制御手法では、降雨強度センサーを設置して、水位制御するシステム提案を高い評価とした。その他は、効果の面などからB,C評価としている。水質浄化方法の技術は、残留ベンゼンの流出・漏えいを防止するという点で、可能であればおもしろいと思う。現状で周辺海域の水質に特に問題がない状況を踏まえれば、止水矢板を打たないこのような方法も考えられるのではないか。また、止水矢板があると、地下水位が上昇してしまうので、地下水位の制御という観点からいえば、止水矢板がないほうがよいと思う。
- (委員) よい技術であれば、費用がある程度高くてもよいという考えもある。最後の評価にかかわってくるので、費用の一覧表をできる範囲で整理して欲しい。
- (委員) よさそうな技術についてヒアリングする方法もある。
- (東京都) 了解した。
- (委員) タールや油分を含んだ土壌についてどの程度の量を想定すべきなのか、考えておく必要がある。
- (委員) 処理対象物質が限定される技術をどのように評価するのか。例えば、ベンゼンだけを処理するにはよい技術の場合、豊洲で適用できるのかという判断が必要となる。
- (東京都) 第3回会議で示した対象物質の種類、組み合わせの量を勘案して、検討していただきたい。
- (委員) 掘削時に、対象物質の種類、組み合わせの別に分けることが可能なのか。
- (東京都) 可能である。
- (委員) 個々の物質に対応できればよいという判断で評価を見直す。原位置浄化については、後の処理を容易にするために適用する考え方もある。
- (東京都) 環境影響評価条例により、アセスメント手続き終了後でなければ、対策工事はできない。
- (委員) 高濃度汚染地域での前処理により中濃度まで処理したほうが、最終的な処理施設の条

件（プラントの性能）を緩和できるので、確実な処理という点で掘削順序を考えて、適用することもできると思う。

- （委員）経費を安くでき、工期も問題ないということになるのか。
- （委員）一律の処理が可能となり、早く処理ができると思う。
- （委員）豊洲での適用という制約条件を考えると、よい技術はそれほど数があると思われないので、よい技術についてはヒアリングを実施したほうがよいのではないか。
- （東京都）技術を絞り込んだ段階では、可能と思う。
- （委員）処理の考え方をはっきりさせなければ、抽象的な議論になってしまう。例えば、処理基準 10 倍超過のみの土壌だけを処理するとか、タールを含んだ土壌がどの程度かなど。
- （委員）全体のシステムを議論する前に、はっきりさせる必要があるので、次回会議までに事務局で整理していただきたい。
- （委員）最終的なアウトプットはどのように考えればよいか。
- （委員）もう少し議論が進まないとはっきりしないが、いろいろな提案技術を組み合わせた 5 案程度をつくり、必要に応じヒアリングすることになると思う。最終的には 1 案にする必要があるか。
- （東京都）ほぼ等しい内容であれば、複数案でも構わないと思う。ここで出た結論が、入札の際の仕様書に盛り込まれると考えていただければよい。
- （委員）今後の流れとしては、まず、今日の議論の結果を踏まえ、評価を見直していただき、S,A 評価の提案技術を優先的に議論する。個別技術の評価終了後、個別技術を組み合わせた総合的な対策の評価に入る。総合的な対策は、典型的な組み合わせの例を何種類かたたき台として作成し、それをもとに合議して評価する。総合的な対策では、S,A 評価の技術に限らず、場合によっては B 評価の技術が含まれても問題ないと思う。